

## 福山市U・Iターン就職促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福山市内の中小企業者等における人材活用の促進による地域経済の活性化及び多様な働き方の促進を図ることを目的として、福山市内に就業場所となる事務所等を開設している中小企業者等が、広島県外に居住する者を対象に、正社員採用試験の受験に係る交通費及び採用後に福山市内へ住居を移転する費用を支給する際、市が予算の範囲内においてその一部を補助する福山市U・Iターン就職促進事業補助金について、福山市補助金交付規則（昭和41年規則17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「中小企業者等」とは、次に掲げる者をいう。

- ア 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者及び中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第2号の規定に該当する者をいう。ただし、日本標準産業分類に規定される農業・林業・漁業は除く。
- イ 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人に該当する者をいう。
- ウ 公益法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人に該当する者をいう。
- エ 医療法人 医療法（昭和23年法律205号）に規定する医療法人に該当する者をいう。
- オ 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人に該当する者をいう。
- カ 協同組合等 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号及び同法別表第3に規定する協同組合等に該当する者をいう。
- キ 保育所・幼稚園・認定こども園等運営事業者 私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）に規定する宗教法人のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所、

学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する地域型保育事業又は子ども・子育て支援法第7条第10項第4号から第8号までに規定する子ども・子育て支援施設等に該当する者をいう。

- (2) 「大企業」とは、中小企業者等以外の者で、事業を営む者をいう。
- (3) 「みなし大企業」とは、次の者をいう。
  - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
  - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 「事業所等」とは、本社、支社、営業所、工場など、事業活動が行われている場所をいう。
- (5) 「大学等」とは、高校、大学、大学院、短期大学、専修学校等のことをいう。
- (6) 「県外大学生等」とは、県外に本部がある大学等の県外のキャンパスに在学し、当該大学等を卒業・修了見込みである学生のうち、県外に居住する者をいう。
- (7) 「県外居住者」とは、大学等の学生以外の者であって、県外に居住する者をいう。
- (8) 「正社員採用試験」とは、大学等の学生や就職希望者を対象に、正社員を採用するために行う試験をいう。

（補助対象事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、中小企業者等のうち、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、みなし大企業は除く。

- (1) 福山市内に本社又は事業所を有すること。
- (2) 代表者及び従業員等が、次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であること。
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること

- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- (4) 福山市U・Iターン就職促進事業補助金の交付申請書の提出日の時点で倒産(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第35条第1項第1号に規定する倒産をいう。)している事業者(再生手続開始の申立て(民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。)又は更生手続開始の申立て(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。))を行った事業者であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。)でないこと。
- (5) 福山市U・Iターン就職促進事業補助金の申請等に係る事務について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に則って個人情報を取り扱うこと。
- (6) 福山市に納付すべき市税の滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意すること。
- (7) 福山市の「グリーンな企業チャレンジ宣言」を申請し、申請状況について調査されることについて同意すること。
- (8) 福山市の「キャリア教育促進のための企業情報一覧」に登録している若しくは、登録の申込を行っており、登録状況について調査されることについて同意すること。

#### (補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)は、それぞれ各号に定める事業のうち、県外大学生等又は県外居住者に対して実施するものとする。ただし、他に国・県等の公的補助を受けているものを除く。

- (1) 交通費の補助(以下「交通費補助」という。)の対象とする事業は、補助対象事業者が実施する正社員採用試験において、補助対象事業者が正社員採用試験参加者に対し交通費を支給する事業とする。ただし、正社員採用試験を複数回実施する場合は採用を決定する最終試験を対象とする。
- (2) 移転費の補助(以下「移転費補助」という。)の対象とする事業は、補助対象事業者が正社員として採用を決定した者に対して、就業のために内定者の住居を県外から福山市内に移転させる経費を支給する事業とする。

- 2 前項のうち、広島県県・市町一体型プロジェクト交付金交付要綱の施行日から2月28日（福山市の休日を定める条例（平成元年3月29日条例第29号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以前においてその日に最も近い休日でない日）までに実施された事業を補助の対象とする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、それぞれ次に掲げる経費とする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除くものとする。

- (1) 交通費補助の対象となる経費は、補助対象事業者が正社員採用試験の参加者に支給した正社員採用試験実施場所までの往復の交通費とする。ただし、参加者の居住地と目的地を往復するためにかかった費用とし、公共交通機関を利用した場合に限るものとする。
- (2) 移転費補助の対象となる経費は、補助対象事業者が正社員として採用を決定した者に対して、就業のために内定者の住居を県外から福山市内に移転させた場合に、補助対象事業者が支給した移転に係る経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1（1,000円未満は切り捨て）とし、上限額は交通費又は移転費を支給する者1人につき、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1) 交通費補助 上限20,000円
- (2) 移転費補助 上限120,000円

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の申請者は、補助対象事業を行った年度の2月28日（休日に当たるときは、その日以前においてその日に最も近い休日でない日）までに、次に掲げる書類を福山市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 福山市U・Iターン就職促進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 福山市U・Iターン就職促進事業補助金誓約書兼同意書（様式第2号）
- (3) 福山市U・Iターン就職促進事業補助金経費内訳書兼受領確認書（様式第3号）

- (4) 補助対象経費に関する領収書等の写し（受領方法が振込、その他の場合）
  - (5) 福山市U・Iターン就職促進事業補助金収支決算書（様式第4号）
  - (6) 直近3か月以内の商業・法人登記簿謄本の写し（法人の場合）
  - (7) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（個人事業主の場合）
  - (8) 正社員採用試験参加者の学生証又は在学証明書の写し（県外大学生等を実施した正社員採用試験の場合のみ）
  - (9) 正社員採用試験参加者の居住地が確認できる書類の写し（運転免許証、住民票等）
  - (10) 支払相手方登録依頼書（必要な場合のみ）
  - (11) その他市長が必要とする書類
- 2 補助対象事業者は同一年度内に、採用試験の参加者又は内定者それぞれ5人を上限として、交通費補助又は移転費補助を申請できるものとする。

（交付申請の取下）

- 第8条 補助金の申請者は、第7条の申請を取り下げる場合は、あらかじめ、福山市U・Iターン就職促進事業補助金事業取下げ承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の申請の取下げを承認するときは、福山市U・Iターン就職促進事業補助金事業取下げ承認書（様式第6号）によりその旨を補助決定事業者に通知するものとする。

（補助金の交付決定及び交付額確定）

- 第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、適当と認めた場合は予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、速やかに福山市U・Iターン就職促進事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

（補助金の支払）

- 第10条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付

請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助事業者であった者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の返還)

第12条 補助金の交付を受けた者は、前条による取り消しの通知を受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

(帳票)

第13条 第7条に定める福山市U・Iターン就職促進事業補助金交付申請書その他この要綱に定める帳票は、市長が別に定める様式による。

(本事業の評価等)

第14条 市長は、本事業について検証及び評価を行うため、補助金交付先の中小企業者等に対して必要に応じて確認等を行うものとし、補助金の交付を受けた者はこれに協力しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2026年（令和8年）4月1日から施行する。